

資料 1

日本農林規格の見直しについて

「りんごストレートピュアジュース」

23消安第4119号

平成24年1月30日

農林物資規格調査会

会長 阿久澤 良造 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦

日本農林規格の確認及び改正について（諮問）

下記1から6までに掲げる日本農林規格の確認及び下記7から17までに掲げる日本農林規格の改正について、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第9条において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、貴調査会の議決を求める。

記

- 1 炭酸飲料の日本農林規格（昭和49年6月27日農林省告示第567号）
- 2 豆乳類の日本農林規格（昭和56年11月16日農林水産省告示第1800号）
- 3 畜産物缶詰及び畜産物瓶詰の日本農林規格（昭和60年4月20日農林水産省告示第531号）
- 4 にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの日本農林規格（平成8年3月28日農林水産省告示第388号）
- 5 生産情報公表農産物の日本農林規格（平成17年6月30日農林水産省告示第1163号）
- ⑥ りんごストレートピュアジュースの日本農林規格（平成19年10月30日農林水産省告示第1348号）
- 7 食用植物油脂の日本農林規格（昭和44年3月31日農林省告示第523号）
- 8 植物性たん白の日本農林規格（昭和51年9月11日農林省告示第838号）
- 9 ハンバーガーパティの日本農林規格（昭和52年10月8日農林省告示第1015

号)

- 10 食用精製加工油脂の日本農林規格（昭和54年10月12日農林水産省告示第1424号）
- 11 精製ラードの日本農林規格（平成3年8月1日農林水産省告示第988号）
- 12 ショートニングの日本農林規格（平成3年8月1日農林水産省告示第989号）
- 13 煮干魚類の日本農林規格（平成6年8月9日農林水産省告示第1132号）
- 14 果実飲料の日本農林規格（平成10年7月22日農林水産省告示第1075号）
- 15 農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格（平成14年7月24日農林水産省告示第1305号）
- 16 農産物漬物の日本農林規格（平成17年11月14日農林水産省告示第1752号）
- 17 パン粉の日本農林規格（平成19年11月28日農林水産省告示第1491号）

りんごストレートピュアジュースの日本農林規格の見直しについて（案）

平成 2 4 年 2 月 2 4 日

農 林 水 産 省

1 趣旨

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 7 5 号）第 1 0 条の規定及び「J A S 規格の制定・見直しの基準」（平成 2 1 年 8 月農林物資規格調査会決定）に基づき、りんごストレートピュアジュースの日本農林規格（平成 1 9 年 1 0 月 3 0 日農林水産省告示第 1 3 4 8 号）について、特色規格の性格を有するものとして所要の見直しを行う。

2 内容

製造の実情等を踏まえ、現行の「りんごストレートピュアジュースの日本農林規格」については改正点はなく、適正であると確認する。

りんごストレートピュアジュースについて

1 規格の位置付け

りんごストレートピュアジュースは、りんごの搾汁以外の原材料及び食品添加物を使用していないりんごジュースとして、生産プロセスが明確化されたものであることから、りんごストレートピュアジュースの日本農林規格は「特色規格」として位置付けられる。

2 生産状況及び規格の利用実態

- ・ 認定製造業者数：3
- ・ 格付数量の推移

(単位：t)

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
格付数量*	100	165	169	245

※：(社) 日本果汁協会調べ

- ・ 他法令での引用：特になし

3 将来の見通し

りんごストレートピュアジュースの日本農林規格は平成19年に制定され、同年から格付が行われている。格付数量は増加傾向にある。

4 国際的な規格の動向

コーデックス規格として、「果実ジュース及びネクター」(FRUIT JUICES AND NECTARS) の規格がある。

また、欧州規格(A I J N : Association of the Industry of Juice and Nectars from Fruits and Vegetable of European Economic Community) 及び米国農務省規格(Canned Fruit Grade Standeards) に「りんごジュース」がある。

りんごストレートピュアジュースの日本農林規格

制 定 平成19年10月30日農林水産省告示第1348号

(適用の範囲)

第1条 この規格は、りんごストレートピュアジュースに適用する。

(定義)

第2条 この規格において、りんごストレートピュアジュースとは、りんごを破碎して搾汁又は裏ごしをし、皮、種子等を除去したものであって、酸化防止剤を使用していないものをいう。

(規格)

第3条 りんごストレートピュアジュースの規格は、次のとおりとする。

区 分		基 準
品 位		1 良好な固有の香味を有しており、かつ、異味異臭がないこと。 2 色沢が良好であること。 3 きょう雑物がないこと。
糖 用 屈 折 計 示 度		12° Bx以上であること。
酸 度		0.25%以上であること。
内 容 量		表示量に適合していること。
異 物		混入していないこと。
原 材 料	食品添加物以外の原材料	りんごの果実の搾汁以外のものを使用していないこと。
	食品添加物	使用していないこと。

(特色の内容の表示方法)

第4条 格付の表示に近接して、「ストレートピュアジュース」及び「糖度〇〇° Bx以上、酸度△△%以上」と記載することとし、〇〇には糖用屈折計示度、△△には酸度を記載することとする。

(原料りんごについての特色の内容及び表示方法)

第5条 特定の原産地のりんごを原料を使用することを特色の内容として表示する場合にあっては、格付の表示に近接して「〇〇産りんご使用」と記載することとし、〇〇には、国産にあっては都道府県その他一般に知られている地名を、外国産にあっては当該国名を記載することとする。

(測定方法)

第6条 第3条の規格における糖用屈折計示度及び酸度の測定方法は、次のとおりとする。

事 項	測 定 方 法
糖 用 屈 折 計 示 度	20℃における糖用屈折計の示度とする。
酸 度	1 試料の調製 200ml程度の容器に試料10gを正確に量りとり、水約100mlを加えて混合し、試料溶液とする。 2 水素イオン指数(pH)計の校正 約pH7及び約pH9のpH標準溶液を用いて校正を行う。 3 滴定 (1) 手動滴定 pH計の電極を試料溶液中に挿入し、振り混ぜながら0.05mol/l水酸化ナトリウム標準溶液で滴定する。終点はpH8.1±0.2とし、その範囲内のpHが30秒以上持続することを確認する。試料10gの代わりに水10gを用いて同様に空試験を行う。 (2) 自動滴定 自動滴定装置の操作方法に従い、pH8.1が終点となるように設定する。電極を試料溶液中に挿入し、振り混ぜながら0.05mol/l水酸化ナトリウム標準溶液で滴定する。試料10gの代わりに水10gを用いて同様に空試験を行う。

	4 計算 リンゴ酸換算値とし、次の算式によって算出した百分比を酸度とする。 $\text{酸度 (\%)} = 0.00335 \times (T - B) \times F / W \times 100$ T：本試験における0.05mol/l水酸化ナトリウム溶液の滴定量 (ml) B：空試験における0.05mol/l水酸化ナトリウム溶液の滴定量 (ml) F：0.05mol/l水酸化ナトリウム溶液の力価 W：試料重量(g) 0.00335：0.05mol/l水酸化ナトリウム溶液1mlに相当するリンゴ酸の重量 (g) 注1：試験に用いる水は、蒸留法若しくはイオン交換法によって精製した水又は逆浸透法、蒸留法、イオン交換法等を組み合わせた方法によって精製した水とする。 注2：試験に用いる試薬、試液及び容量分析用標準物質は、日本工業規格の特級、容量分析用標準物質等の規格に適合するものとする。
--	---

附 則

この告示は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

農林物資規格調査会部会議事次第

日時：平成２２年９月２９日（水）

１０時００分～

場所：農林水産省第３特別会議室

１ 開会

２ 表示・規格課長挨拶

３ 議題

（１）日本農林規格の見直しについて

- ・生産情報公表農産物の日本農林規格
- ・豆乳類の日本農林規格
- ・畜産物缶詰及び畜産物瓶詰の日本農林規格
- ・にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの日本農林規格
- ・煮干魚類の日本農林規格
- ・農産物漬物の日本農林規格
- ・果実飲料の日本農林規格
- ・りんごストレートピュアジュースの日本農林規格
- ・炭酸飲料の日本農林規格

（２）その他

４ 閉会

配付資料

- １ 農林物資規格調査会部会委員名簿
- ２ 日本農林規格の見直しに係るＦＡＭＩＣ作成案
 - ①「生産情報公表農産物」
 - ②「豆乳類」
 - ③「畜産物缶詰及び畜産物瓶詰」
 - ④「にんじんジュース及びにんじんミックスジュース」
 - ⑤「煮干魚類」
 - ⑥「農産物漬物」
 - ⑦「果実飲料」
 - ⑧「りんごストレートピュアジュース」
 - ⑨「炭酸飲料」
- ３ ＪＡＳ規格の制定・見直しの基準

農林物資規格調査会部会委員名簿

氏 名	役 職
◎ 阿久澤 良造	日本獣医生命科学大学 応用生命科学部 教授
◎ 粟生 美世	社団法人栄養改善普及会 理事
○ 井岡 智子	消費科学連合会
◎ 上田 要一	財団法人食品産業センター 参与
○ 蒲生 恵美	公募委員
○ 河道前 伸子	全国消費者協会連合会 食品安全対策委員会 委員長
○ 倉石 要一	東海漬物株式会社 取締役 品質保証室 室長
○ 近藤 敦士	秋本食品株式会社 湘南工場 工場長
○ 澤木 佐重子	社団法人全国消費生活相談員協会
○ 田丸 せつ子	全国生活学校連絡協議会 監事
○ 土橋 芳和	社団法人日本缶詰協会 技術部長
○ 中嶋 玲子	公募委員
○ 仲田 恵利子	関西生活者連合会 理事
◎ 仲谷 正員	日本チェーンストア協会 食品委員会 委員
◎ 夏目 智子	全国地域婦人団体連絡協議会 事務局長
○ 畠山 俊次	カゴメ株式会社 東京本社 品質保証部長
○ 雛本 恵子	社団法人全国清涼飲料工業会 技術部長
○ 堀江 雅子	財団法人ベターホーム協会 常務理事
○ 本多 芳孝	マルサンアイ株式会社 開発統括部 研究室長
○ 丸山 豊	日本オーガニック検査員協会 理事長
○ 山崎 高志	ヤマキ株式会社 品質保証部長
○ 渡邊 健介	社団法人日本果汁協会 技術委員会 委員長

(注) ◎：農林物資規格調査会委員

(五十音順、敬称略)

○：農林物資規格調査会専門委員

パブリック・コメント等募集結果

りんごストレートピュアジュースの日本農林規格の確認案

○ 確認案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：H23.6.1～6.30）

(1) 受付件数 1 件（団体 1）

(2) 意見・情報
別紙のとおり

(別紙)

りんごストレートピューアジュースの日本農林規格の確認案に対して寄せられた
意見の概要及び意見に対する考え方について

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方（案）
食品衛生法上で使用が認められた食品 添加物を追加すべき。	1	今後、J A S規格の見直し基準等 を検討する中で検討する予定です。